

京都市国際化推進プランに掲げる推進施策と 2018（平成30）年度事業について

柱 1 世界がときめくまち・京都～世界の人々をひきよせる「おもてなし」のまち・京都の魅力の向上と発信～

【外国人観光客の増加を踏まえた取組】

1 インバウンド需要獲得強化・マナー啓発事業【関連施策番号：20】

外国人観光客の消費意欲を促進し、着実に市内経済の循環につながるよう、キャッシュレス環境や多言語対応など市内事業者が行う受入環境整備を支援するとともに、生活習慣の違いなどから生じる外国人観光客のマナー向上に向けた啓発の取組を強化する。

2 ムスリムなど、誰もが快適に安心して観光を楽しめる受入環境整備

【関連施策番号：20】

ムスリム（イスラーム教徒）観光客の方にも、安心して京都を旅行先に選んでいただけるよう宗教上の習慣（食事、礼拝等）に配慮した対応が可能な施設や、多様な観光客への理解がある観光事業者等の拡充を進める。

3 外国人観光客にもわかりやすい地下鉄全線路線図への全面更新【関連施策番号：118】

近年の外国人観光客が急増している状況を踏まえ、地下鉄駅改札外の壁面に掲示している日本語・英語併記の地下鉄全線路線図を全面更新するとともに、インバウンド対策として、新たにQRコードを路線図面に表示し、それをスマートフォンに読み込ませることで、スマートフォン上に日本語と英語に加え、中国語と韓国・朝鮮語に対応した路線図を表示できるようにする。

これにより、外国人のお客様にも地下鉄を中心とした鉄道路線をわかりやすく示すことで、目的地までよりスムーズに到達していただけるようにする。

4 多言語化対策事業（博物館・美術館）【関連施策番号：83】

世界中から観光客が入浴し、京都市内博物館施設連絡協議会に加盟する博物館・美術館にも多国籍な来館者が増加する中、国際文化都市・国際観光都市として、多言語化を推進する責任を果たすため、加盟館に対して各種対策研修やWi-Fi機材の導入推進事業を実施し、外国人が博物館を訪れやすい環境整備を図る。

5 外国人観光客向けウェブサイトの充実等、観光・文化コンテンツの発信力強化事業

【関連施策番号：119】

より奥深い京都の魅力を発信し、京都観光の満足度を高めていただくため、京都観光オフィシャルサイトにおけるレストラン予約やイベントチケット手配などの機能強化を行うとともに、観光地の分散化、京都の生活スタイル・習慣をはじめとする記事コンテンツの充実等に取り組む。また、海外メディアが番組等に使用するための映像素材を制作し発信力の強化を図る。

柱2 世界とつながるまち・京都～市民主体の国際交流・国際協力の推進～

【文化を基軸とした国際化に関する取組】

1 世界文化自由都市宣言40周年事業【柱2に関連する取組】

(1) マンガパンフレット制作（日本語・英語版）

宣言をわかりやすく紹介するマンガパンフレットを制作し、次代を担う小中学生等をはじめ幅広い世代の市民などに配布・周知して、宣言の意義の共有・継承を図る。

(2) 映像制作（日本語・英語版）

海外の方々にも理解いただきやすいよう、宣言のメッセージをわかりやすく伝える映像を制作し、在京外国機関や国際交流会館など関係施設等での紹介や、インターネットでの発信等を行う。

2 京都・パリ友情盟約都市提携60周年記念事業/ボストン60周年記念事業

【関連施策番号：120】

京都市長をはじめとする代表団をパリ市に派遣し、パリ市役所での記念式典（コシノジュンコ氏プロデュース「能とファッション」等）を開催し、京都、日本文化の魅力を発信。

また、2019年のボストン市との60周年に向けて、姉妹都市間・日米間での人材交流を大きなテーマとして掲げ、「文化・学術・スポーツ交流を通じたグローバル人材の育成」と「ライフサイエンスをはじめとする経済交流」を柱に記念事業を展開するための準備を進める。

3 世界歴史都市連盟【関連施策番号：136】

ブルサ市（トルコ）で第16回世界歴史都市会議を開催するとともに、「カラフルに歴史を彩る」をテーマに募集した絵画展をあわせて開催。加盟都市の子ども達が大切に思い、世界に伝えたいと思う、自分のまちの文化遺産をはじめとした歴史について自由に表現した絵画を展示する。

4 東アジア文化都市交流事業（京都市、中国：長沙市、韓国：大邱広域市）【関連施策番号：26】

同時開催都市として選ばれた中国・長沙市、韓国・大邱広域市との文化芸術による交流を通じて、相互理解・連帯感の形成を促進するとともに、東アジアの多様な文化の国際発信力を高め、東アジア地域の平和的発展に貢献する。

期間中は、文化芸術による青少年の交流事業及び文化芸術団体交流事業を実施する。

柱3 多文化が息づくまち・京都～外国籍市民をはじめとするすべての人々が暮らしやすく、活躍できるまちづくりの推進～

【外国籍市民等の増加を踏まえた多文化共生のまちづくりに関する取組】

1 「ヘイトスピーチ解消法を踏まえた京都市の公の施設等の使用手続に関するガイドライン」策定

【関連施策番号：265】

本市の公の施設等においてヘイトスピーチ解消法第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」が行われるおそれがある場合について、各施設管理者が、設置・管理条例等に基づき使用制限規定を適切に解釈・適用できるようにするため、ガイドラインを7月1日に施行。

2 教育や子育てに関する情報の多言語化の推進 【関連施策番号：216】

就学前の子どもをもつ、日本語を母語としない保護者に、日本での小学校生活についての情報を提供するとともに、就学までに各家庭で身に付けてほしいことを伝えるリーフレットを多言語（日・英・中・タガログ語）で作成することにより、小学校生活への円滑な適応を図る。

3 防災・危機管理情報を外国籍市民等に確実に届ける仕組みの構築【関連施策番号：233】

「京都市・帰宅支援サイト（日、英、中（簡体・繁体字）、韓、やさしい日本語）」、防災ポータルサイト「京都市防災危機管理情報館（日、英、中（簡体・繁体字）、韓、やさしい日本語）」及び「京都市災害時帰宅困難者ガイドマップ5か国語併記版（日、英、中（簡体・繁体字）、韓）」の周知啓発を実施する。